諮問庁:水産庁長官

諮問日:令和4年7月25日(令和4年(行情)諮問第437号)

答申日:令和5年3月23日(令和4年度(行情)答申第654号)

事件名:かつお・まぐろ漁業への漁獲割当てに係る業界団体との意見交換等に

関する文書の開示決定に関する件(文書の特定)

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に つき,別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し, 開示した決定については,本件対象文書を特定したことは,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月20日付け4水管第53 4号-1により水産庁長官(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が 行った開示決定(以下「原処分」という。)について、文書の再特定を求 める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね次のとおりである。

対象をすでに公表済みの文書を含め21文書に限定した決定を見直し、対象文書を非公開会議の記録、業界団体、会社との個別意見交換や受け取った要望書等にも拡大し、個人情報を除き全部開示する決定を行ってほしい。太平洋クロマグロの大臣許可はえ縄漁船向けIQの配分決定にあたっては、団体等と個別に意見交換を積み重ねていることが担当職員の出張記録等により明らかになっている。それらを踏まえて、関係業界との意見交換(近かつ協とは2021年度に始めた試験的実施状況の途中経過のレビュー等も踏まえた意見交換が行われているはずである)、会議での説明、出張報告等の記録が多数存在することが容易に推定できる。通知で開示対象とされた文書の大半はホームページでの審議会配布資料、議事録等であり、情報公開請求をするまでもなく特定、入手可能なものである。ホームページには掲げないものの、水産庁内で共有し、保存しているファイル(電子メールを含む)を再度探索し、すべて開示するよう求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

法9条1項に基づき、令和4年6月20日付け4水管理534号-1で

行った開示決定(原処分)に対する開示請求者(審査請求人)からの審査 請求に関し、法19条に基づき、情報公開・個人情報保護審査会へ諮問す るにあたり、原処分を維持することについての説明は以下のとおりである。

- 1 審査請求人から開示請求のあった行政文書 別紙の1に掲げる文書。
- 2 審査請求人の主張 上記第2の1及び2と同旨。
- 3 漁獲割当制度(IQ)について

船舶等ごとに、採捕できる数量を割り当てる管理方法。主にはえ縄によりまぐろ類を漁獲する「かつお・まぐろ漁業」において、2021年4~12月に漁業者による自主的な取組としてクロマグロの試験的な漁獲割当てが行われ、その後2022年1月より、漁業法に基づく公的制度として実施されている。

- 4 原処分を維持する理由
 - (1) 本件対象文書の特定及び原処分について

2021年4月から実施されたかつお・まぐろ漁業によるクロマグロの試験的な漁獲割当てについて、水産庁では、2020年9月以降、各地でかつお・まぐろ漁業者への説明や意見交換を行っている。原処分において開示した21文書のうち8文書は、2020年度に各地で開催されたかつお・まぐろ漁業者への説明会・意見交換会において、水産庁より配布し説明した資料である。開示決定した行政文書と開催された説明会・意見交換会との関係は下表のとおり。

また、かつお・まぐろ漁業に係るクロマグロの資源管理については、水産政策審議会資源管理分科会においても議題となり、議論が行われたことから、関係資料及び議事録(11文書)を開示するとともに、これら説明会・意見交換会及び審議会での議論を踏まえ、試験的な漁獲割当ての実施について2020年度末に関係団体に対し発出した水産庁資源管理部長通知(2文書)を開示した。

開示した文書	使用した説明会・意見交換会
1. 近海かつお・まぐろ	(一社) 全国近海かつお・まぐろ漁業協
漁業における大平洋ク	会(以下「近かつ協」という。)太平洋
ロマグロの資源管理に	クロマグロ資源管理対策会議(IQ制度
ついて	説明会)
	(2020年9月5日静岡市, 9月2
	3日気仙沼市, 9月25日那覇市, 9
	月28日高知市, 9月30日宮崎市,
	10月1日鹿児島市)

2. 近海かつお・まぐろ | 近かつ協非所属漁業者との意見交換 漁業の2021年のク (2020年11月17日室戸市, 11 ロマグロ大型魚の資源 月20日下田市) 管理について(案) 3. 近海まぐろ延縄漁業 | 近かつ協非所属漁業者への説明会 におる漁獲割当(I (2021年1月28日下田市) Q)の試験的実施につ いて (案) 4. 近海まぐろはえ縄漁 一近かつ協非所属漁業者への説明会 業の漁獲割当(IQ) (2021年2月26日室戸市(WEB の配分・移転(案) 開催),2月27日下田市) 5. 新たな資源管理の推 進に向けたロードマッ 6. 近海まぐろはえ縄漁 業における漁獲割当て (IQ)の試験的実施 (骨子案) 7. 近海まぐろ延縄漁業 近かつ協非所属漁業者への説明会 における漁獲割当て (2021年3月10日神戸市) (IQ)の試験的実施

(骨子案)

8. かつお・まぐろ漁業 近かつ協理事会 関係業界団体による自 主的な漁獲割当て(I Q) について

(2021年3月19日那覇市) 近かつ協非所属漁業者への説明会

(2021年3月25日下田市)

(2) 原処分の妥当性

上記(1)のとおり、原処分は、かつお・まぐろ漁業によるクロマグ ロの試験的な漁獲割当ての実施に向けて、業界団体等との間で交換した 意見や情報に関する一連の行政文書について、審査請求人が主張するよ うな限定はせずに、請求内容に対応する期間の文書を開示したものであ り、妥当である、

なお、審査請求人からの別の開示請求で開示しているとおり、出張者 の復命書は存在するものの、業界団体との間で交換した意見や情報に関 する行政文書, 要望書等は再度調査を行ったが, 存在しない。

5 結論

以上のことから、審査請求人からの開示請求に対し処分庁が行った開示 決定は妥当であり、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和5年2月22日 審議
- ④ 同年3月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分 庁は、本件対象文書を特定した上で、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書の内容に鑑みれば、他の文書の 追加特定を求めるものと解されるところ、諮問庁は、原処分を妥当として いることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)審査請求人は、上記第2の2のとおり、太平洋クロマグロの大臣許可はえ縄漁船向けIQの配分決定に当たっては、団体等と個別に意見交換を積み重ねていることが担当職員の出張記録等により明らかになっており、会議での説明、出張報告等の記録が多数存在すると主張する。また、水産庁内で共有し、保存しているファイル(電子メールを含む。)を再度探索するよう主張する。
- (2) 諮問庁は、上記第3の4のとおり、2020年度に各地で開催されたかつお・まぐろ漁業者への説明会・意見交換会等における水産庁からの出席者より出張の復命書が提出されているが、復命書には業界団体との間で交換した意見や情報を記載していない。これらの説明会・意見交換会等における業界団体等の意見や情報は、口頭により水産庁内で報告しおり、文書は作成していないものの、重要な意見等は本件対象文書である説明会・意見交換会の資料に適時、反映している。また、本件審査請求を受けての再探索においても、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認できなかったことから、原処分は妥当である旨説明する。
- (3) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、出張者の復命書の記載事項については、「用務」、「用務先」、「旅行期間」及び「復命事項」を記載することとされており、「用務」が説明会の出席であれば、「復命事項」には、説明会の日時及び場所並びに説明会に出席した旨を記載するが、本件開示請求文言にある「業界団体との間で交換した意見や情報」は記載されていないことが認められ、口頭により水産庁内に報告しており、重要な意見等は本件対象文書である説明会・意見交換会の資料に適時、反映しているとの上記(2)の諮問庁の説明は否

定し難い。また、本件開示請求及び本件審査請求を受け、水産庁国際課かつお・まぐろ漁業班の共有フォルダを捜索し、併せて同課執務室内の文書保管棚等の探索を行ったと説明するが、その探索の方法や範囲が不十分とはいえない。

したがって,本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有 しているとは認められず,本件対象文書を特定した原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定 し、開示した決定については、水産庁において、本件対象文書の外に開示 請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、 本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦、委員 白井玲子、委員 常岡孝好

別紙

1 本件請求文書

2021年から他に先駆けて試行された「かつお・まぐろ漁業」への漁船別の太平洋クロマグロ漁獲上限設定(IQ)について,業界団体との間で交換した意見や情報に関する行政文書一式(2020年度分のみで構わない。電子メール,FAX等でのやりとりを含む)

2 本件対象文書

- (1) 近海かつお・まぐろ漁業における太平洋クロマグロの資源管理について
- (2) 近海かつお・まぐろ漁業の2021年のクロマグロ大型魚の資源管理について(案)
- (3)近海まぐろ延縄漁業における漁獲割当 (IQ)の試験的実施について (案)
- (4) 近海まぐろはえ縄漁業の漁獲割当(IQ)の配分・移転(案)
- (5) 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ
- (6) 近海まぐろはえ縄漁業における漁獲割当て (IQ) の試験的実施 (骨子案)
- (7) 近海まぐろ延縄漁業における漁獲割当て (IQ) の試験的実施 (骨子案)
- (8) かつお・まぐろ漁業関係業界団体による自主的な漁獲割当て (IQ) に ついて
- (9) 水産政策審議会第105回資源管理分科会 資料2-1 資源管理基本 方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の一部改正(別紙2-2クロマグロ(大型魚)に係る大臣管理区分の変更)について(諮問第344 号)
- (10) 水産政策審議会第105回資源管理分科会 資料2-2 (別紙2) 特定水産資源の資源管理方針
- (11) 水産政策審議会第105回資源管理分科会 資料2-3 資源管理基本方針の一部改正について(別紙2-2クロマグロ(大型魚)に係る大臣管理区分の変更)
- (12) 水産政策審議会資源管理分科会第105回議事録
- (13) 水産政策審議会第106回資源管理分科会 資料2-1 特定水産資源(クロマグロ(小型魚),クロマグロ(大型魚)及びみなみまぐろ)に関する令和3管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について(諮問第346号)
- (14) 水産政策審議会第106回資源管理分科会 資料2-2 令和3管理 年度(第7管理期間)における漁獲可能量の当初配分について(クロマグ

口)

- (15) 水産政策審議会資源管理分科会第106回議事録
- (16) 水産政策審議会第108回資源管理分科会 資料2-1 特定水産資源 (クロマグロ (小型魚) 及びクロマグロ (大型魚)) に関する令和3管理年度における漁獲可能量の変更案等について (諮問第351号)
- (17) 水産政策審議会第108回資源管理分科会 資料2-2 令和3管理 年度(第7管理期間)における漁獲可能量の追加配分の検討について(クロマグロ)
- (18) 水産政策審議会第108回資源管理分科会 資料2-3 かつお・ま ぐろ漁業関係業界団体による自主的な漁獲割当て(IQ)について
- (19) 水産政策審議会資源管理分科会第108回議事録
- (20) クロマグロ(大型魚)の管理における,かつお・まぐろ漁業者による 自主的な取組としての試験的な漁獲割当ての実施について((一社)全国 近海かつお・まぐろ漁業協会あて令和3年3月31日付け2水管第320 1号水産庁資源管理部長通知)
- (21) クロマグロ(大型魚)の管理における,かつお・まぐろ漁業者による 自主的な取組としての試験的な漁獲割当ての実施について((一社)全日 本マグロはえ縄振興協会あて令和3年3月31日付け2水管第3201号 水産庁資源管理部長通知)